

令和4年11月17日

保護者の皆様

季節性インフルエンザによる出席停止に関する手続きの変更について

呉市立広小学校長 枝長 真智子

平素より本校教育推進のために、格別のご理解とご協力を賜り心より厚くお礼申し上げます。

さて、これまで呉市立小・中・高等学校においては、児童生徒が季節性インフルエンザにより出席停止となった後、回復して再度登校する場合には、医療機関において記入された「インフルエンザ罹患証明書」にその後の経過を記入した「インフルエンザ経過報告書」を提出していただいております。

この度、呉市教育委員会学校安全課から季節性インフルエンザによる出席停止に関する手続きの変更について通知がありました。今後は、これまでの「インフルエンザ罹患証明書」(「インフルエンザ経過報告書」)の提出をお願いしないこととなります。

書類の提出は不要ですが、電話でご連絡いただく際に、氏名・学年・クラスと併せて発症日を報告していただきますので、受診した医療機関で確認しておいてください。

学校保健安全法施行規則第19条第2項インフルエンザの出席停止期間は、『発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（乳幼児は3日）を経過するまで』とされていますので、その期間は自宅で療養させてください。

発症後3日を経過しても解熱しないなど、症状が回復しない場合は、必要に応じて学校へご連絡ください。

なお、他の感染症についてはこれまでどおり治癒証明書のご提出をお願いします。